

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会
第4回産業火薬保安WG・第4回煙火保安WG
(合同開催)
議事録

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会
産業火薬保安WG・煙火保安WG
第4回合同WG

議事次第

1. 日 時：平成27年11月4日（水）10：00～12：00
2. 場 所：経済産業省別館3階 310各省庁共用会議室
3. 議 事：
 - (1) 火薬類の技術基準等の見直しについて
 - (2) その他

○事務局（福島監理官） 定刻前ではございますが、本日ご参加いただく予定になっておりました委員の先生方が全員集合いたしましたので、開始させていただきます。今回のワーキンググループは、産構審火薬小委員会の中の産業火薬保安ワーキンググループと煙火保安ワーキンググループの合同ワーキンググループでございます。今回で4回目でございます。

本日は、産業火薬保安ワーキンググループからは8名中6名の委員の方にご出席いただいております。煙火保安ワーキンググループにつきましては7名全員のご参加をいただいております。定足数を満たしております。

なお、本日の会議につきましては公開によりとり行わせていただきます。したがって、配付資料、議事録等につきましても原則公開させていただきますことをあらかじめご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、当方の大臣官房審議官である三木からご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

○三木大臣官房審議官 皆さん、おはようございます。第4回合同ワーキングの開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、新井座長、三宅座長を初め委員の皆様方、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。この合同ワーキングは5月以来の開催ということになります。火薬類保安につきまして、保安水準の維持向上を図りながら新技術に対応する合理化、スマート化を図っていくという方針のもとで4月、5月と技術基準の見直しの方向性についてご議論、ご審議をいただきました。その後、6月の火薬小委員会、この合同ワーキングの親委員会に中間整理としてお諮りし、ご了承いただいたところでございます。これを受けまして、夏から秋にかけて、自治体、あるいは火薬関係団体に調査をお願いして、具体的な技術基準等の見直しについて検討を進めてきたところでございます。今回と次回、18日を予定しておりますけれども、この2回の合同ワーキンググループで具体的な内容についてご審議をお願いしたいと思っております。私どもも鉱山・火薬類監理官として福島が着任いたしまして、新しい体制で臨んでまいりたいと思っております。

ご承知のとおり、火薬類取締法、幅広い体系の中で一度に全部見直すというのはなかなか難しいわけでございまして、少しずつではございますけれども、着実にステップを進めていくということで、第1段階の見直しを今回と18日のワーキングでお諮りしたいと思っております。これを受けまして、親委員会、火薬小委員会にまたご報告し、第1弾の省令等の見

直しにつなげていきたいと思っております。

火薬類保安行政、火薬類の保安の維持向上を図りながら新しい技術等に対応していくという方向性につきまして、ぜひ精力的にご意見を賜ればと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

○事務局（福島監理官） ありがとうございます。本来であれば、私、この7月末に吉野の後任として着任しましたということをお話しなければいけないところ、大変失礼いたしました。

続きまして、この合同ワーキンググループの新井座長より一言ご挨拶をちょうだいしたく思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○新井座長 おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今回の合同ワーキンググループですけれども、6月の火薬小委員会の中間整理を受けて、関係団体及び都道府県に調査を行った結果が出てまいりました。きょう、その結果を踏まえた技術基準等の見直しについて議論いただきたいと思っております。本日、6つの課題が準備されておりますけれども、ぜひ皆様方からは忌憚のないご意見をいただけるようお願い申し上げます。

以上です。

○事務局（福島監理官） ありがとうございます。

続きまして、産業火薬保安ワーキンググループの三宅座長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○三宅座長 皆さん、おはようございます。産業火薬保安の担当ですけれども、今回も合同ワーキングということで、新井先生と一緒に審議を進めていくということになっております。本日もこれまでの委員会ですとかワーキング、ヒアリング等の結果を踏まえて、技術基準の見直しの検討を行ってまいるわけですが、先ほど審議官からもお話がありましたように、全体を抜本的に見直すというのはなかなかハードルの高い作業で、大きなリソースを伴います。しかしながら、できるところから1つずつ着実に進めていくということが合理的かつ現実的な策だろうと思っておりますので、そういう視点から、あるいは皆様方のご専門の観点から忌憚のないご意見をちょうだいして審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（福島監理官） ありがとうございます。それでは、以降の議事進行につきましては新井座長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○新井座長　それでは、ここからの議事進行を私のほうで行ってまいりたいと思います。

まず、議事に入る前に事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（福島監理官）　それでは、資料の確認をさせていただければと思います。

最初に座席表、次に議事次第、そして産業火薬保安ワーキンググループの委員名簿、煙火保安ワーキンググループの委員名簿、次に資料1でございます。それ以降は参考資料でございます。参考資料1から2、3、3つつけてございます。

以上でございますよろしいでしょうか。

○新井座長　過不足ございませんでしょうか。——それでは、本日の議事に入りたいと思います。

火薬類の技術基準等の見直しについて、先ほど申し上げましたように、本日テーマは6つございます。各テーマに区切って議論したいと思います。それでは、ご説明をお願いいたします。

○事務局（福島監理官）　資料1によりまして、ご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目です。こちらは先ほど三木審議官及び新井座長からも概略、これまでの流れをご説明いただいておりますので、主立ったところだけご説明させていただきます。

この6月に中間整理をいただきまして、年内の検討スケジュール、検討内容、方法、構成についてご審議いただきました。その後、今に至るまで事業者団体等々の要望整理、あるいは実態調査を行っております。そして今回でございますが、このワーキンググループ、11月4日、今年内に検討する事案のうち、ここに赤く記させていただいた部分について本日検討をいただくことになってございます。18日のほうではそれ以外の黒字で表現されているところをご検討いただくということになっています。その後、12月以降に火薬小委を開いて、本年の取り組みについての中間まとめをさせていただくこととしてございます。

2ページでございますが、こちらは今申し上げましたことを言葉で表現させていただいておりますので、割愛させていただきます。

また、3ページも同じことを記載してございますが、わかりやすく今回、次回のワーキンググループでの検討項目について整理させていただきました。ご参考まででございます。

それでは、1つずつご審議いただくということでございますので、私から、まず1. 軽微変更届け出の対象範囲の拡大についてご説明させていただきます。

まず、今回の案件6つほどございますが、それぞれこの4ページの頭にございますと

おり、(1)論点（6月小委員会までの動き）、次のページ、その後の検討状況、そして、8ページにございますように、今後の方向性という形で1項目ずつまとめさせていただいています。次の9ページをごらんになっていただきますと、上のほうの背びれというか、色を変えさせていただいています。1. 2. 3. 4. 5. 6. それぞれご検討いただく範囲をわかりやすくさせていただいたつもりでございます。

まず、1. 軽微変更届け出の対象範囲の拡大について、改めまして4ページからご説明させていただきます。

(1)論点でございます。

①は現行制度について整理させていただいていまして、改めてでございますが、この製造施設、火薬庫に係る変更工事手続の概要と課題について簡単に説明させていただきます。

製造施設や火薬庫の変更を行う場合には、許可を受けて工事に着手し、工事後の完成検査受験後に製造施設等の共用が可能となっております。

現行制度でも、軽微な変更工事として工事完了後に、知事等へ許可ではなくて届け出として検査不要としている場合もあります。ただし、規則に列挙された工事は限定的であることから、大部分の変更の工事が許可、受検が必要ということになってございます。

②軽微変更の工事の対象拡大の考え方。こちらは技術基準への適合方法、あるいは手段に変更がなく、火薬類の停滞量や発火等の危険性に変化がない場合は安全性の確保が可能であり、軽微な変更の工事とすることが可能と考えられる。今現在も我々はこの考え方を踏襲させていただいていまして、この考え方に基づいて今後の(2)、(3)を整理させていただいています。

③でございますが、事業者団体から提案を受けて、今回の中で具体的議論をさせていただくことにしてございます。

次のページでございます。5ページは実際に事業者団体からの提案概要を製造設備と火薬庫に分けて、それと、製造設備の中でも、Aに当たるところは今後緩和してもいいのではないかと、Bのところは引き続き従来どおりの許可制で行くべきではなからうかというのを整理させていただいています。

製造設備についてでございますが、A、まさに先ほど申し述べました考え方に合致する工事を8件提案いただいています。例えば照明器具、暖房設備等々のとりかえです。Bに当たるものについては、その他の変更工事ということで7件。これは照明設備の新設、増設、移設、あるいは換気装置の新設等々、要は新設、増設、移設に当たるものでござい

す。Aはとりかえ、Bはそういった新設、増設に分けてございます。

2番目でございますが、火薬庫。こちらAに当たるものは1件ございました。警戒細線のとりかえということで、要は侵入者をチェックするためのものでございます。Bにつきましては、火薬庫本体の内壁のとりかえとか新設に当たるもの。こちらにつきましては緩和は厳しいのではないかといった判断かと思えます。

次のページでございます。繰り返しになりますが、ご提案いただいたことにつきまして、まず製造設備につきましては、今申し述べました部分、つまりAについては軽微変更の工事として届け出制としてはどうか、Bについては従来どおり許可対象としてはどうかという整理をさせていただいています。

中身につきましては、改めてでございますが、Aです。火薬類を直接取り扱う設備を除いた設備について、その性能に関する方式や能力等に変更がないものへのとりかえについては、以下の理由から許可の考え方も変更が生じないことから事前の行政判断は不要ではなからうかと。

他方でB、設備の新設等、あるいは火薬類を直接扱う設備の変更については、まず設備の新設、増設、移設については、当該設備に係る技術基準以外の技術基準との関係も新たに評価が必要である。あるいは、火薬類を直接取り扱う設備の変更については、火薬類の停滞量の増加につながる可能性がある。したがって、適合性の判断が必要ではなからうかという整理をさせていただいています。

2つ目、火薬庫につきましてでございますが、こちらは軽微な変更の工事につきまして貯蔵の技術基準と密接な関係がございます。本年中は製造についての技術基準についてこの中で検討していただくわけでございますが、貯蔵については来年度以降ということになってございますので、そちらのほうで改めての検討とさせていただければと考えてございます。

8ページが最終的な方向性です。方向性につきましては、製造設備についてのみ記載させていただきます。

まず①の(i)でございますが、とりかえが軽微変更として認められる設備の範囲の拡大は、火薬類に直接触れない設備に拡大してもよいのではなからうかと考えてございます。

2つ目、とりかえの解釈自体の緩和についてです。現行の仕様、能力が同じものという解釈から当該設備、機器に係る技術基準への適合方法が同じという解釈に変更してはどうかと考えてございます。

その具体例を例の1、例の2と示させていただいています。

例の1は、火薬、爆薬が露出していない火工品を扱う工室の温湿度調整装置を最新のインバータ方式のものにとりかえる場合です。例の2は、防爆型の蛍光灯照明器具を同じ防爆型のLED照明器具へのとりかえです。こういったものについては、上の考え方に照らせば緩和させていただいてもよいのではないかという考え方でございます。

以上、1. についてのご説明とさせていただきます。

○新井座長 ありがとうございます。それでは、本テーマ、軽微変更届け出の対象範囲の拡大について、皆様からご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。ご質問でも結構でございます。

○松尾委員 ちょっと確認なのですが、事業者団体からの提案が例えば製造設備が15件ありましたということは、もう提案の段階でAとBと向こうのほうで分けてあったということでしょうか。それとも、15件ただあって、こちらのほうで分けたということか、ちょっとそれがはっきりしませんでしたので。

○福原火薬専門職 15件提案をいただきまして、その内容は参考資料2に全部つけさせていただいております。事務局のほうで提示させていただいている要件に合うかどうかを分けさせていただいたというものでございます。

○松尾委員 ということは、提案としては全部拡大にしてもらいたいということを出たということよろしいのですか。

○福原火薬専門職 そうです。

○三宅座長 方向性のところで、製造設備でいいますと、従来、あるいは現行の仕様、能力が同じといういわゆる仕様規定の考え方から、当該設備、機器に係る技術基準への適合方法が同じというように、性能規定にといったいいのかわからないですけども、法への適合という考え方の変換を図っていると思うのですが、これは例えば今後、地方への権限の委譲が進んでくるといったときに、その解釈の仕方によってぶれが生じないかということがちょっと懸念されるのですが、多分そのためにいろいろとコメントがついて、例示が示されていると思うのですが、そこら辺の今後の解釈の仕方についてのぶれが生じないかという懸念だとか、ここの例示で出てこないものについて、何か解釈への疑問が生じた場合の対応だとか、そこら辺について伺いたいです。

○福原火薬専門職 まず最初にやろうと思っていることとしましては、解釈のぶれがないように、なるべく多くの例示を内規等でオープンにしていこうと思っているのが1つで

す。あと、考え方についてはもうちょっと詳しく解説したものを内規等で提示していきたいと思っております。

○三宅座長　ここで今回例示として挙げるものは、今回のいろいろな業界へのヒアリング等を踏まえて、それを一応網羅した形になっている、それともその中からピックアップした形になっているのでしょうか。

○福原火薬専門職　例示で挙げたものは、比較的わかりやすいものをピックアップして今回提示させていただいておりますので、一応今回ご提案いただいたものについては例示という形で具体的な解釈を出していきたいと思えます。

○新井座長　ほかにはいかがでしょうか。——よろしいですか。ただいま説明のあった内容について特に異議があるとか、問題があるということではないと解釈してよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、次のテーマに移りたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

○事務局（福島監理官）　では、9ページからでございます。庫外貯蔵可能品目の拡大についてです。

(1)論点でございます。庫外貯蔵は、貯蔵する者、庫外貯蔵庫の構造、そして貯蔵される火薬品目ごとに貯蔵可能な数量が定められており、現在、庫外貯蔵が可能な37品目が定められています。これらは事業者の方々からの要望を踏まえて順次追加してきました。

比較的安全な、仮に発火、爆発したとしても、その影響範囲は限定的な火工品（火薬量の少ない点火具など）について、品目指定を経ずに柔軟に庫外貯蔵を行いたいとの要望が出されておりました。

そこで、国連危険物分類で1.4S——1.4という意味は危険区分の中で製品自体そのものが安全であるといった意味、外装が安全なので内部にある物質は爆発しても大丈夫といった隔離区分がS——に該当するものについては安全に庫外貯蔵が可能ではないか。一方で、火薬類の性状から包括的に品目を規定した場合、その貯蔵可能数量はどのように定めるべきかが6月までのご議論の中で問題になってございました。

そして、この1.4Sに該当するものについては、特に貯蔵可能数量について今後ワーキンググループで検討することとされています。なお、現行規則等で庫外貯蔵が認められている火薬類については現行のままとするということでどうかというのが6月までの論点でございます。

10ページが国連の危険分類の整理でございます。

11ページ以降が検討状況、そして方向性でございます。

検討状況についてでございますが、保安上の支障がない数量に限り火薬庫外の安全な場所での貯蔵を今現在お認めしているわけでございますけれども、このため、火薬類の性質及びその包装形態によって、安全な状態である国連危険物分類1.4Sに該当する火薬類も、火薬庫外で貯蔵できる量は限定的とすべきではなからうか。要は、1.4Sというものを新たに庫外貯蔵可能という制度としたとしても、限定的とすべきではないかというのが私どもの考え方でございます。

(3)で今後の方向性につきましてでございます。

まず、対象火薬類の範囲の考え方についてです。まず、既にこれまで庫外貯蔵が認められている火薬類については現行のままとすべき。他方で、近年用いられているような新たな火薬類につきましては、その他の火工品に限定することとしてはどうかと考えています。ただし、鉄道用火工品、あるいは船舶用火工品及び航空機用火工品については、従来の火工品に加えまして、その他というのは、いわゆる新たな火工品が包含されているため、これまで庫外貯蔵が認められている数量に加えて、特に1.4Sに該当する火工品の庫外貯蔵数量を合算して貯蔵できるようにしてはどうか、しても問題ないのではなからうかという考え方でどうかと考えてございます。

次のページでございます。庫外貯蔵ができる対象者の考え方でございます。新たな火工品を庫外貯蔵すると想定される者は、販売業者と当該火工品のユーザーと考えられ、その場合、ユーザーの業種が特定できないことから、特定の業種に限定されないように配慮してはどうか。要するに、今の区分の中では販売業者等々、貯蔵する者がある程度想定して分類しているといった考え方の中で、業種に限定しないように配慮してはどうかというのがこの考え方でございます。

1.4Sに該当する火薬類の庫外貯蔵可能数量の考え方についてです。近年、火薬のガス圧を利用して弁やピストンを動かす火工品が多く上市してきています。火薬量については、現在庫外貯蔵が認められている当該火工品と類似の火工品である点火具と同程度の量を貯蔵できるようにしてはどうか。この点火具というのは今現在法律の中で数量が規定されているものですが、同じような火工品であることから点火具と同程度の量を貯蔵できるようにしてはどうかというのがこの考え方でございます。

現行の規定では点火具（火薬の場合は2グラム以下、爆薬の場合は50ミリグラム以下）の販売業者は2,000個まで、その他の者は100個まで庫外貯蔵を認めています。

1. 4Sの火工品につきましては、包装状態が維持されている限り安全な状態であることから、個々の火工品の火薬量は規定せずに、貯蔵する火工品を構成する火薬、あるいは爆薬の総量で規定してはどうか。具体的には販売業者4キログラム以下、その他の者200グラム以下でどうか。この4キログラムというのは、改めてですが、上の点火具で火薬の2グラム掛ける2,000個イコール4キロ。加えまして、その他の者200グラムというのは、その他の者は100個までなので、2グラム掛ける100個というので200グラム以下としてはどうかというのがご提案でございます。

以上、庫外貯蔵品目の拡大についての考え方等々をお話しさせていただきました。

以上でございます。

○新井座長　それでは、本テーマ、庫外貯蔵可能品目の拡大についてですけれども、ご意見、あるいはご質問等あればお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○飯田委員　1.4Sを庫外貯蔵できるようにするという考え方は賛成ですし、問題ないと思うのですが、若干問題が出てくるおそれがあると思うのは、現在表にある庫外貯蔵ができるもの、例えば雷管でもいいです。きちっと包装すれば1.4Sになるのです。だから、大変な包装をすれば雷管でも1.4S製品として、包装品が1.4Sになるわけです。では、これまで認められた雷管の数と1.4Sにした雷管をまた加えていいのかどうか。その辺が、これまで指定された火工品を1.4Sに包装した場合に、どう考えたらいいいのかというのが複雑になるような気がするのです。

○福原火薬専門職　ここは11ページの①のところに、表現ぶりが悪かったかもしれませんが、現在、庫外貯蔵が認められている火薬類については現行のままということで、新しく1.4Sが追加されても、あえてそれは合算しないという意味で書かせていただきました。ただし、鉄道用火工品、船舶用火工品、航空機用火工品だけは新しいタイプの火工品、煙火とかそういうものと違うものが入っている概念でございますので、そこだけは1.4Sで新しい枠ができた分は合算していいという意味でございます。今認められている雷管、空砲等はこの1.4Sであったとしても、数量の追加になることはないという形で考えております。

○飯田委員　確認ですけれども、例えば爆発びょうとかを1.4Sに包装しても、それはもう今指定されている量しか蓄えられないと。

○福原火薬専門職　はい、そうです。

○飯田委員　指定されていないものを1.4Sの包装をしたら蓄えられるようになるということですか。

○福原火薬専門職 はい、そうです。

○新井座長 よろしいですか。

○三宅座長 今回のいろいろな保安行政のスマート化は、1つには事業者の利便性を図っていくということも視点にあると思うのです。ただ、もちろん取り巻く社会の安全というものは少なくとも今まで以上のリスクを無駄？にするものではないということになるわけです。そのときに、ちょっと今の視点とずれるかもしれないのですけれども、事業者の利便性を図るということで、事業者の質というか、考え方というか、そこをどのように担保していくかというのが1つ。もう1つは、社会環境の変化に伴うリスクは新たに生じる懸念はないかということ。社会環境の変化というのは、1つは自然災害対策、もう1つは悪意というか、意図をもった行為に対する対応。その2点で、そういった社会環境の変化にどう対応するのかということです。それが事業者の利便性を図ることとバランスで考えた場合に、社会的なリスクを増加させるものではないという、そこら辺を押さえておかないといけないのですが、そこら辺の考え方について伺いたいのです。

○福原火薬専門職 国連輸送分類の1.4Sの火薬類の性状からしまして、火薬類としての顕著な危険性を有しない物品であり、安全であると。

○三宅座長 包装の形態で担保していると。

○福原火薬専門職 はい。それにさらに包装を加えることで安全性を担保しているということで、これにつきましては特例的な扱いをしてもいいのではないかと我々は考えているところでございます。

○三宅座長 それは例えば自然災害だとか、テロ行為のような話にも十分担保できると。あるいは、少なくとも今までよりリスクが高まることはないという解釈で。

○福原火薬専門職 引き続き火取法の譲り渡し、譲り受けの許可は続きますので、そこについて転用とか悪用という問題はないのではないかと考えているところでございます。

○三宅座長 あとは一方で、事業者側の話としては、これは事業者サイドできちっと教育、指導を徹底していただくという管理的な話に依存すると。

○福原火薬専門職 もちろん販売業者につきましては販売取扱保安責任者の選任がマストですので、当然そういう庫外貯蔵につきましても管理する義務が生じており、問題ないかと思っております。あと、消費者につきましても、消費者に対しては事業者に教育が必要だということでございますので、そこは引き続き問題なく担保できるかと思っております。

○新井座長　ほかにはいかがでしょうか。

○飯田委員　先ほどの続きになるのですが、今、業種を指定されないものは都道府県知事が指定する以外の場所に火薬5キロは蓄えられると。ただ、雷管は蓄えられないのですよね。

○福原火薬専門職　認めていないです。

○飯田委員　そうすると、今度、1.4Sを認めることになったら、雷管を1.4Sの包装にしたら、それは置けるのですか。

○福原火薬専門職　ルール上は、こちらに添付資料で、別添1に書かれている火工品につきましては、仮に1.4Sであったとしても、ここの貯蔵場所にしか置けないという運用をする予定でございます。

○飯田委員　ということは、これまで指定されたものは幾ら1.4Sにしようと、禁止されたらやはり禁止なのだと、蓄えられないと。

○福原火薬専門職　はい、そうです。ただ、航空機用火工品は一部例外はございますが、それ以外は全て禁止された場所には置けないということでございます。

○新井座長　よろしいですか。どうぞ。

○狩山委員　1.4Sに限っていろいろな小さな新しくできる火工品が保存可能になることは今後、業者さんにとってはいいことだと思いますし、行政サイドも安全であればいいと思います。

1点ご質問したいのですが、当然この15条の表の中身と、例えば販売業者の業態、販売品目、それから、もっている火薬庫に仮に置くとしたら、火薬庫の貯蔵可能品目などは連動すると考えてよろしいのでしょうか。

○福原火薬専門職　火薬庫が原則でございますので、その一部を庫外貯蔵できるということですから、それは当然のことながらもっている火薬庫の種別と連動するとお考えいただければと思います。具体的には今、15条の表ではなくて、告示のほうの表、別添2のほうに新たに追加しようと思っているところでございます。

○新井座長　よろしいですか。ほかにございますでしょうか。——よろしいですか。それでは、一通りご意見いただきましたので、次のテーマに移りたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局（福島監理官）　13ページからです。今回は13と14ページの2枚になります。保安責任者の代理者の兼任についてでございます。

(1)、火取法は製造、貯蔵、消費時の保安監督のため、製造保安責任者または取扱保安責任者の選任を義務づけております。加えまして、保安責任者の長期的な不在時にその職務を代行させるため、保安責任者の代理者の選任も義務づけています。

しかし、事業規模の縮小等を背景としまして、1人の代理者によって複数事業所の代理者を兼任させたいとのご要望をいただきました。

保安責任者の長期的な不在時の代行は代理者の職務に照らしまして、代理者の兼任は可能と考え得ることから、保安を維持しつつ代理者が兼任可能な条件を検討すべきであるとされていたところでございます。

例えば、複数の事業所で季節的に製造する場合は、製造保安責任者の代理者は、複数の事業所で兼任が可能か否かなど。

これがこの6月までの議論、あるいはご要望の中身でございます。

14ページが検討状況でございます。事務局といたしましては、複数の事業所で季節的に製造する場合は、製造保安責任者の代理者は、複数の事業所で兼任が可能か否か。あるいは、災害時など、すぐに駆けつけられる範囲であれば兼任可能か否か。さらに、どの程度の距離や時間であれば兼任が可能なのかなどの検討を行いました。

その検討の結果といたしまして、(3)方向性でございます。事務局の検討案でございますが、現行、代理者が必要となる保安責任者の長期的な不在は、1日以上不在とされています。したがって、1日未満の短期的な不在につきましては、その間の責任者は原則として保安責任者であると解されて——これはちょっとわかりにくい表現なのですが、保安責任者の1日未満の不在については代理者は不要となっています。不要というか、代理者に責任者を代理させることは不要となっています。

そのため、1人の代理者による複数事業所の代理者の兼務については、兼任しようとする事業所において代行すべき事態が発生した場合に、事態発生から24時間以内で当該事業所へ移動することができ、保安についての監督が可能であると認められる場合には容認してはどうかという考え方です。

すなわち、繰り返しになりますが、1日未満の短期的な不在の場合については代理者に責任者の代理をさせることは不要となっている既に運用されている制度をベースに24時間以内といったような考え方にしてはどうかという考えに至っています。

以上でございます。

○新井座長　それでは、本テーマ、保安責任者の代理者の兼任について、ご意見、ご質

問等があればお願いいたします。どうぞ。

○三宅座長 火薬について今回こういうご提案というか、方向性をお示しいただいたわけですが、その他の法令と比較、検討したときに、先ほどの産業保安行政のスマート化という観点からみた場合に、例えば高压ガス保安法であるとか、危険物に関する消防法であるとか、そこら辺との整合、あるいは考え方の違いに基づいてこうしているのだというような、そこら辺のコメントが何かあれば伺いたいのです。

○事務局（福島監理官） その点につきましてはチェックできておりませんので、改めてチェックさせていただいた上で、もし同じような考え方であればこのままで、あるいは違った考え方があるのであれば、改めてご議論させていただければと思います。

○新井座長 ほかにはいかがでしょうか。——よろしいですか。それでは、ただいまの点につきましては事務局と調整させていただきまして、チェックが済んだ段階でもう一度次の修正をかけるかどうかということについては私に一任させていただいてよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、次の4番目のテーマです。安定度試験の見直しについてですけれども、よろしくをお願いいたします。

○事務局（福島監理官） 安定度試験の見直しにつきましては、合計で4ページで表現させていただいております。

まず、(1)がこれまでの論点です。

火薬類の経時変化による自然発火等の災害の発生を防止するため、法第36条で、火薬類の輸入者及び製造後一定期間を経過した火薬類を保有する者に対して安定度試験の実施及びその結果の都道府県知事への報告を義務づけております。

また、37条において、火薬類の所持者に対し、安定度試験の結果基準に適合しない火薬類の廃棄を義務づけています。

しかしながら、以下の問題点が指摘されております。

1つ目が、試験に用いる試薬の入手困難性でございます。

安定度試験の試験方法につきましては、3つの方法が省令で規定されておりますが、その方法は法制定時と変わっておりません。

そのうち、特に耐熱試験につきましては、現在は一般に販売されていない試薬を用いる必要があり、メーカーに特注で製造していただいて対応していただいております。また、当該試験の判定には熟練を要する状況になってございます。

2つ目の問題点でございます。輸入者に対する安定度試験の義務です。

輸入者に対しましては、製造日からの経過年数にかかわらず、輸入直後に安定度試験を行うことを義務づけています。また、この義務は量的下限は定めておりません。

このため、例えばですけれども、数グラムのサンプルの輸入の場合でも、安定度試験に必要な量を上乘せして輸入することを求めています。

次、16ページが検討状況でございます。

まず、耐熱試験方法についてでございます。

現在の耐熱試験を一般的に用いられる試験装置等を用い、かつ熟練者でなくても評価することが可能な代替試験方法に置きかえることはできないか。矢印以下でございますが、産総研に委託させていただいて検討を開始しております。平成27年度末までに代替試験法の可能性について結論を出せたらと思っております。

2つ目の輸入者に対する安定度試験の義務に関してでございます。

製造年月日が明確な火薬類の輸入後の安定度試験結果を収集しまして、製造年月が明確な火薬類等について、輸入後の安定度試験を緩和できる条件を検討してはどうかということで、都道府県に過去5年間の輸入者による安定度試験をした結果について調査を依頼いたしました。

調査した結果が次のページでございまして、17ページでございます。対象年度は22年度から26年度で87件、調査結果は、不合格になった試験はございませんでした。

こうした状況を背景に事務局で検討した結果、今後は以下のようにしてはどうかと考えてございます。

つまり、輸入火薬類については、これまで製造年月日や品質が不明であることから、輸入時に安定度試験を義務づけていたところでございますが、調査の結果、今申し上げましたとおり、品質も信頼できるということでもありますので、輸入直後の安定度試験の実施は不要とし、国内製造の火薬類と同等の扱いとしてよいのではないかと考えてございます。

すなわち、次のページでございますけれども、18ページが輸入者に今現在課している義務、それと右側が所有者に課している義務でございますが、輸入者に特化した制度を廃止するという形でどうかというのが私どもの考え方でございます。

以上です。

○新井座長　それでは、本テーマ、安定度試験の見直しについてですけれども、ご質問、あるいはご意見があればお願いいたします。

○飯田委員 最後の方向性のところの確認なのですが、輸入業者に対しては輸入直後の安定度試験を廃止して、ほかのものと同じにすることは、製造年月日がわかれば、それに従って試験をさせると。製造年月日が不明の場合にはどうするのですか。

○福原火薬専門職 国内で製法された火薬類の所有者と同じく、入手後直ちに試験をしていただき、18ページの所有者のところの製造年月日不明と書いているのと同じ扱いにしますということで、入手後直ちに試験をしていただき、それ以降は硝酸エステル系であれば3ヵ月に1度、それから爆薬であれば年1回という形でやっていただこうと思っております。

○新井座長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○三宅座長 これは事務局へではなくて産総研さんへということなのですが、どのような試験法を考えておられるのか、何か方向性でもあれば、差し障りのない範囲で教えていただけると個人的興味として助かりますが、要は熟練を伴わないということですよ。だから、やはり何か機器分析のようなものを使うということなのか。

○秋吉委員 安定度試験に関しては10年前にも一応経産省と全火協さんのほうで検討されていまして、そのときに終了の報告書で検知管式がいいのではないかという方向性で終わっているのです。ただ、それは報告書に書けなかった部分もあって、本当に検知管でいかどうかというのはわからないところがあるのです。まず検知管を確認しますし、新たな分析方法も最近いろいろ出ていますので、例えば長光路のIRですとか、化学センサーですとか、これは10年前も出ていますけれども、そこら辺も検討してみようかなというところで進めています。

○三宅座長 ありがとうございます。多分測定の精度も向上しているでしょうし、熟練も以前に比べれば必要なくなる方向にあると思うのですが、一方で機器分析だと、機器の導入の初期コストがかかるという話になると、そういう検査だとか確認ができる機関とか事業者は限られてくる可能性があるのです、そこら辺は何かあれば、あるいはあわせて今後ご検討いただければと思います。

○秋吉委員 今回、委員会を立ち上げてやっているのですが、企業の方にも出席していただいています、やはりコストが上がるのは困るとか、導入のときに大変になるのは困るという話も出ていますので、そこら辺も含めた上で検討していきます。

○新井座長 ほかにはいかがでしょうか。

○飯田委員 私、産総研ですが、オブザーバー的に参加しています。できれば性

能規定化の方向にもっていけたらと思っています。つまり65℃で8分加熱したときに、あるグラム数がある容積の中でNO_xの濃度が何ppm以下であればいい、何をやろうとそれをちゃんとはかればいい。アーベル耐熱試験をやろうと、化学発光でやろうと、長光路のIRでやろうと、何でもいいというぐあいにもっていけたらと思っています。また、どうなるかわかりませんが、それが私の希望でもあります。

○秋吉委員 入れていきます。

○新井座長 ほかにいかがでしょうか。

○飯田委員 安定度試験に関して、また希望をいわせてもらいます。現行の制度は硝酸エステルを含有しない爆薬に関して安定度試験を課していますが、これはまるっきり無駄だと思います。前回の委員会でも申し上げたと思うのですが、これはもう廃止するべきだと思います。プラス、硝酸エステルを含有する火薬、爆薬になっていますけれども、硝酸エステルの中でも危ないのはニトロセルロースだけなのです。硝酸エステルで例えばペンスリットとかありますよね。これはもう自然分解しないことははっきりわかっていますし、1つはまず硝酸エステルを含有しない爆薬の安定度試験を廃止する。それから、硝酸エステルを含有するというのは、やはりニトロセルロースに限って、NO_xの濃度をはかるといいう方向にもっていただけたらありがたいなと。そのほうがベストだと思うのですが、ぜひお願いしたいと思います。

○福原火薬専門職 わかりました。試験方法の改定とあわせて一緒に考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○新井座長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。そうしましたら、安定度試験の見直しについてはこのままで、それから適用方法等についてはまた別途という考え方でよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、次のテーマ、5番目、適用除外火工品の試験方法についてですけれども、こちらは審議事項ではなくて報告事項になっております。ご説明をお願いいたします。

○事務局（福島監理官） これは2枚でご説明させていただきます。

適用除外火工品の指定を受けるためには、適用除外火工品審査実施要領で規定される試験を実施し、基準をクリアする必要があります。既に海外等で実施した試験結果を準用できないか、あるいは審議する時間を短縮できないかとの要望がございました。

基本的には①以下の事項について、このワーキンググループ以外の1つの火工品検討ワーキンググループがございしますが、そちらのほうで①の(i)、(ii)、(iii)について検討

させていただければと思っております。

②以下の事項については、引き続きこの合同ワーキンググループで検討していただければと考えてございます。ただし、外形基準による適用除外でございますが、要するに裾切りができるのではなかろうかといったことでございます。これについては、まずは海外の調査をさせていただきまして、その結果を1つのベースとしてご議論させていただくような形を考えてございます。

次のページでございます。検討状況をご参考情報でございまして、今回、事業者の方々から以下の9つの試験を日本の制度の中に適用してはどうかといったご提案をいただいております。これは参考まででございます。

方向性につきましては、今申し上げましたとおり、基本的には火工品ワーキンググループのところで検討していただきつつ、外形基準のところについてはこのワーキンググループで海外調査に基づいてご議論いただくといったことを考えてございます。

以上です。

○新井座長　それでは、このテーマにつきましては、ご質問、あるいはご要望等があればお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○三宅座長　先ほどの飯田委員からのご発言もあったように、やはり技術的には日々進歩しているということがありますので、今回いろいろな海外、あるいはISO等の試験があって、こういう提案例が出てきたりするわけですが、諸外国だとか、いろいろな関係機関の試験法は少なくとも火取法よりは比較的頻繁にアップデートが行われると思うので、そういう情報にきちんとキャッチアップして、合理的で適正な試験法をもう少し火取法でも容易に取り込めるようにしていただけるといいのではないかと思います。そこら辺も含めて海外調査とか、最新の情報に関する提供、あるいは情報共有をぜひお願いしたいと思います。

○新井座長　ほかにはいかがでしょうか。——よろしいですか。それでは、今、三宅委員からご提案があった点も含めながら今後進めていただくということでお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、6番目、きょう最後の審議事項になると思っておりますけれども、事故情報の収集・活用についてということでご説明をお願いいたします。

○事務局（福島監理官）　こちら、約10ページ弱を使いましてご説明させていただきます。

21ページでございますが、(1)論点の①事故の定義が不明確という点です。いろいろ記載してございますが、下線を引かせていただいている部分でございます。事故として扱う範囲が明確でないことから、報告される事故が都道府県等によって異なることが最大の問題点と捉えさせていただいております。

②、特に軽微な事故の取り扱いについてでございますが、事故にはその程度に応じましてA、B、Cに分類されるが、C級事故につきましては、重傷者1名が発生した事故から、人的、あるいは物的被害が生じない軽微な事故も含まれています。このため、重傷者を含む事故を起こした者と人的、あるいは物的被害が生じない軽微な事故を起こした者が同じカテゴリーに分類されてしまっている、同じ扱いを受けてしまっている。また、軽微な事故でも同一事業所内で1年を経過しない間に事故が発生した場合にB級事故扱いとなることから、特に人的、物的被害が生じない軽微な事故についてこのような扱いをするのは厳しいのではないかといったご意見をいただいております。

次のページでございますが、③事故の定義の明確化についてでございます。現在のマニュアルの中の事故の定義を高圧ガス保安法事故措置マニュアルのように、事故と判断される事象を明確に記載することによって、自治体による解釈の差が出ないようにしてはどうかといったご提案もいただきました。

④軽微な事故の区分の新設につきましては、要はC級事故を2つに分けてはどうかというご提案でございます。

次の23ページ、参考でございますが、今現在の高圧ガスのマニュアルの中の事故の定義が左側、このように詳しく記載されているのに対しまして、私どもの火薬類の事故マニュアルにつきましては右のとおり、2. 事故の定義の一番最後の行ですけれども、火薬類の爆発等によって生じるものといったような非常にざくつとした定義になっているところがございます。

24ページからは5枚ほど、検討状況でございます。こういった分類をさせていただければどうでしょうかといった整理にしております。

まず、1. 事故等の定義でございます。火取法の適用を受ける火薬類の製造等の取り扱い中に発生した以下に掲げるものをいうようにしてはどうか。なお、人的被害、物的被害の有無は問わない。

①と②、③に分けてございまして、①はそもそも爆発、燃焼させることが前提の状態での事故です。②が爆発、燃焼させることが前提でない中での爆発、燃焼を起こしてしまっ

た事故。③が喪失、あるいは盗難でございます。このように具体的例を記載して、あと「など」ということで、その他の事案もフレキシビリティをもって入れることができるという形式にしてはどうかというのが私どもの考えです。

また、26ページでございますが、今度は人的被害の定義でございまして、火取法における人的被害の定義は以下のとおりとさせていただいています。なお、以下のような通常医療施設における治療の必要がないと認められる経度の負傷は人的被害から除いてはどうかと。ばんそうこうを張ったりといった一例、あるいは医療機関において検査、診察、診断を行ったがといった例です。これらにつきましては、参考でございますとおり、消費者安全法の中での定義を取り込む形で、一般的な考え方と同等としているという形。

また、先ほどの24ページ等に記載させていただいている事故等の定義ですけれども、これは基本的にこれまでの事故の範囲とは変わりません。変わらずに、外延を明確にしたということでございます。大事な点でございますので。済みません、失念しました。

27ページ、事故の規模の分類です。これは従来3段階でございました。A、B、CのBをB1とB2、それとCをC1とC2に分けてはどうか。特にB2級事故につきましては喪失、盗難以外の事故であって、同一事業所において喪失、盗難以外の事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（C2級事故が複数回発生してもB2級事故とカウントしない）ということにしてはどうかということでございます。従来であれば、いわゆる新しい枠組みでいうところのC2級事故が1年以内にもう一回発生してしまったらBに格上げされてしまっていたものをBに格上げしないということにするということでございます。また、C1級事故、C2級事故もこのように規定させていただいてはどうかと考えてございます。

29ページでございますが、今申し上げましたことが、この方向性の中で簡単に事故の定義を前述のように明確にさせていただくことで、自治体等の方々が判断をしやすくする。あとの部分についても②、③のように。特に、④でございますけれども、C2級事故につきましては、表彰におけるペナルティ要件としないようにしてはどうか。これまでC2級事故、要はC級事故が起こった場合には10年間表彰の対象にしないということにしてございましたけれども、それをペナルティ要件としないようにしてはどうかというのが新たな分類のご提案でございます。

以上です。

○新井座長　それでは、本テーマ、事故情報の収集・活用についてですけれども、ご意

見、ご質問等があればお願いいたします。どうぞ。

○河野委員 前から事故等の定義についてはいろいろ議論がございました。いろいろ関係していることも多々ありますけれども、事故のランクを幾つか細かく分けたということは一歩前進とは存じます。ただ、一応確認なのですが、C2の案件に入るものも事故の件数としてカウントするわけですか。

○福原火薬専門職 法で報告義務を課しておくということなので、事故としては扱わせていただきます。ただ、AからC1まで、それからC2だけという形で区別して統計をとらせていただきたいとは思っております。

○河野委員 一番の問題はC2のところで、私ども、煙火の場合は特に煙火消費の許可は権限委譲でほとんど消防におりております。非常にいろいろな、まちまちな事故等報告が上がってくると思うのですけれども、皆さんもご苦労なさっていると思うのですが、1つは、都道府県知事が経産省に上げるものは事故等報告書ですよね。等がついている。ですから、事故とは限らないわけです。例えば、国土交通省の運輸安全委員会で定義されています、いわゆる重大インシデント、すなわち事故が発生するおそれがあると認められる事態、あるいは事故に至らないものの、深刻に危険だった事件というものの定義ということにできないかなど。我々は例えば消費者であるとか業者に対する保安教育とか、そういうところで再発防止を一生懸命やっていくのが仕事でございますが、余り件数ばかりが先走りますと、去年は件数が多かった、ことしは少なかった。それだけではなくて、もっと重大なその裏に隠れたものを拾い出していろいろやっていくのが我々の仕事でございます。

そういうことも含めて、例えばABCでいいのですけれども、その次にもう1つのランクがあったら事故ではなく事象。ただし、それは重大な事象なのだから、全て拾い上げて、それで我々が対策に反映していくというのが重要なのですけれども、あくまでも事故という言葉に対して非常に抵抗があると皆さんから常にいわれるものですから、そこら辺を前向きに検討していただくと事故との区別がはっきりわかる。あくまでも重大事象は重大事象で大切なことですので、検討していただければという要望でございます。

以上でございます。

○事務局（福島監理官） 河野専務のご指摘は以前から伺っております。平成23年から24年にかけて当時定義を変えて、いわゆる黒玉も事故に数え始めた。その後、当然事故の件数がばっとふえる形になったわけでございますけれども、またここで改めてそれを事故から外すということになりますと、過去からのデータの積み上げの連続性への不安定性と

いうものが非常に気になる点でございます。

ただ今回、要はC 1以上のところの事故と、特にC 2の事故は皆様に中身をしっかりとお伝えすることで、あくまでもC 2は定義上は事故の中で数えるけれども、中身はこういうことかということを経験データなりを出すときにしっかりとご提示することで、ちゃんと中身の理解を進めていただけるということになるのではないかとということをご期待してございます。

あと、可能か不可能かは別にいたしまして、黒玉を定義の中に入れて以降のデータのチェックもさせていただいて、改めて新たな定義の中で分類したら当時の事故はどういった状況だったのかといったことも統計上出すことはできないかなというのは事務局内では一応議論させていただいています。そういったことで基本的にはお答えさせていただいたような事故の定義をさせていただいて、ただし、中身をしっかりと伝えていくということで今の河野専務のご意見への対応ということにさせていただければどうかとは思ってはいるのですが、いかがでございましょうか。

○河野委員　そこら辺の定義というか、明確にきちんと書いていただいて、とにかく一目瞭然で、件数は入っているけれども、これは違うということをはっきりとさせていただくというのは前進だと思います。

もう1つ、先ほど消防のほうに移管されてという話が出ましたがその中で消防は最近、中等症という言葉を使う。これは総務省消防庁で被災者の傷病程度のランクをつけるときに中等症というのが出てくるのです。ですから、これも私どもにそのまま連絡が来ますけれども、軽症でもない、重症でもないというところがございますので、恐らくほとんどが軽症に入ると思うのです。ですから、そこら辺も明確にきちんと消防庁的なランクとは違う、こちらのほうに当てはめるということで統一していただきたいと思っております。

以上でございます。

○新井座長　ありがとうございます。どうぞ。

○成澤委員　東京都の成澤でございます。

事故等の定義を明確にして、その統計に関しましても、これまでの継続性を踏まえつつ、きちんと本当に重大な事故を防ぐための統計として活用できるようにA、B、C、C 1、C 2の部分、B 1、B 2の部分の定義を明確にしていくというのは非常によいことだと考えております。

その前提なのですが、23ページの高圧ガス保安法の事故措置マニュアルと現行の

火薬類の事故措置マニュアルの定義ということで、保安法の事故措置マニュアルの中でも高圧ガス等の漏えいは原則として事故なのですが、ただしということで、〇〇は除くということを書いているのです。例えば、いわゆるピンホール等があいて漏えいしたのではなくて、バルブ及び継ぎ手部分からの漏えい、これはもちろん毒性や可燃性ではないガスに限られるのですけれども、要は増し締めすることで簡単に漏えいがとまるものは除きますと。あとは、そういった漏えいを機器の運転中ではなくて、運転開始前の自主点検の際にみつけたものは除きますということを書いているのです。

ですので、今回の事故措置マニュアルの中の事故の定義について、特に火薬類の消費、廃棄中に発生した事象、黒玉等になるかと思うのですけれども、そういったもののうち、例えば事業者が保安距離内で規制線を解除する前に発見したものは除くのだとか、具体的な事例として明記していただいて、その部分で各自治体での統計上のぶれがないようにしていただければと考えております。よろしく願いいたします。

○飯田委員 関連して意見なのですけれども、私はもう事故の定義をやめたほうがいいという意見です。報告していただくのは、これまでの考え方とおおり、火薬類取り扱い中に通常ではない状態が発生したときは全て報告してくださいと。より重大な事故を防ぐためのヒヤリ・ハットを集めるという観点からは、そちらのほうが絶対いいと思います。どんなものでもとりあえず報告しなさいと。従来の考え方を徹底したほうがいいと私は思います。そうすれば、今回改正していただいたように、ヒヤリ・ハットに相当するものだと私は考えていますけれども、C2事故と分類することで、しかも統計的にはAからC1までとC2は別々に統計をとられるという方向で考えていらっしゃるということであれば、ヒヤリ・ハットもどんどん集めやすくなると思うのです。

これまでは、例えば花火大会で下草が数平米燃えましたが、これは届け出るかどうか迷っていたと思うのです。ただ、全て届け出てくださいと。それは従来の事故のカウントにしなくて、C2、ヒヤリ・ハットのほうに入りますから、上がちゃんと判断してくれますからというぐあいに周知すれば、どんなヒヤリ・ハットでもどんどん上がってくると思うのです。例えば黒玉でもそうです。あれはC1に入らないC2の事故がたくさんあると思います。事故とっていいかどうか、河野さんにまた怒られるのでヒヤリ・ハットといいますけれども、そういうヒヤリ・ハットがどんどん集まれば、我々も黒玉が何万発に何発あるのかという統計もとれるし、事故の対策にもなるのです。だから、どんどんヒヤリ・ハットを集めることは非常にいいことで、それを徹底するためには何か異常な事態が起こった

ら全て報告してくださいと。それで、ヒヤリ・ハットの的なものは従来の統計から外した考え方で統計をとりますということにすれば一番いいような気がするのです。

○事務局（福島監理官）　今の飯田委員のご意見をそのままお受け取りすることになりますと、これまでの議論の流れが変わってきてしまうというのがあると思うのですけれども、24ページの新たな事故等の定義で①、②、③の中でいずれも「など」と入れさせていただいています、その「など」というのが、これらなど通常ではない状態といったことを恐らく指していることになるとは思いますので、では、この「など」とは何なのだろうかということをお聞かせた場合にはそういった表現をすることで、今の飯田委員のご意見へのこの中でのご回答になるのではないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

○日吉委員　科学警察研究所の日吉と申します。

今までのお話を伺っていて、私も警察なので、どうしても事故があって呼ばれて行きます。そうすると、やはり事前にヒヤリ・ハット情報みたいなものがたくさんあれば、こんな起きなかったのにとすることが非常に多くて、今、河野委員から国交省の報告だと重大インシデントというカテゴリーがあって、そこはヒヤリ・ハットに相当するのだろうと思うのですけれども、多分、事業者さんからすると、事故という名前がつくと、やはりどうしても上げにくくなるのではないかという気がしております、罰せられる対象になるのではないかという意識があるのではないかと私も思いますので、それでもC2、Bに相当するものは絶対に集めたほうがいい情報だとは思いますが、ここは事故というカテゴリーから外して、重大インシデント等、ヒヤリ・ハットでもいいのですけれども、別の名前にすればもう少し報告は上げやすくなるのかなと。そうすれば、従来のように、飯田委員がおっしゃっていたように、結果的に全部の情報が上がってくるのではないかと考えています。というのが1点。

もう一点、お願いしたいことがあるのですけれども、ほかの省庁で重大インシデントみたいなカテゴリーでやっていると。どうして同じように事故を扱っているのに、こんなにばらばらなのでしょうかと。今、事故の定義もありますけれども、A級事故、B級事故というカテゴリーも各省庁でばらばらにやっていると、例えば私たちみたいな警察が事故があって現場に行ったときに非常に困るのです。この法律だとこの事故はA級事故ですかB級事故です、例えば火薬類だと消防法にひっかかってくることもありますし、法律によってどうこうと変わってくると困るので、そこはもう事故を扱うような省庁が全部横つながりをつくって、非常に難しい話だと思うのですけれども、国全体として事故のレベル

はこれぐらいだったらこの程度というものがあるともっといいのかなということを感じた次第です。大変な話だと思うのですが、ご検討いただければ幸いです。

○事務局（福島監理官）　　今日の日吉委員からのご指摘は、事前にお邪魔したときにも同じようなご意見をお伺いしました。非常に重要なポイントだと思います。ただ、今回は、まずは私ども経産省の中で産業保安を扱っている分野での統一を図れないかということも1つの私どもの気持ちでございまして、その上で、確かに日吉委員がおっしゃられたように、あるいは河野委員がおっしゃられたように、ほかの省庁との関係は整理できるに越したことはない、本来整理しなければいけないところなのかもしれないですが、これは恐らく1日2日、1年2年の話ではなくなってしまうことかなと。また定義をそれぞれそろえたとすると、これまた継続性の観点で、過去からのデータの比較による、まさに現状の分析等々への影響とかもあるでしょうから、可能であれば今回のような分類をさせていただきまして、長期的な課題として、消防法とか、ほかの省庁との整合性は長期的な課題ということととどめさせていただければと。

○三木大臣官房審議官　　事故情報について非常に重要な、様々なご指摘をいただいたところでありますけれども、経産省の中でも産業保安の他法令で、やはり報告件数が増えているというのはかなり共通した事象であります。軽微な事故、あるいはヒヤリ・ハットのなものも含めて、なるべくご報告いただいたほうが活用できるという面もございまして、企業側にしてもコンプライアンス等の観点から行政側に届け出をしっかりすべきという流れもあって、全体的に事故の報告件数だけみると増えている状況にはあると思います。

そういう意味で、今回C1、C2という考え方の横展開をしようと思っておりますし、経産省の産業保安部局の中で少し整理して、重大な事故と軽微なものに分けてトレンドを把握する必要があるのだらうと思っておりますし、本当に重大な事故が増えているのかどうかということを見誤らないようにすることが大事だと思っております。

河野委員ご指摘のとおり、そもそも軽微なものは事故という呼び方をやめてしまえというご指摘も十分あるかと思います。運用の仕方についてはこれからよく検討していきたいと思っております。

それから、他省庁との関係も、今、3省連絡会議というのをやっておりますし、コンビナート事故の多発を受けて、消防庁と、労働安全衛生法を担当しています厚生労働省と定期的に会議をしておりますし、この中でも事故の定義とかをご紹介しつつ議論していきたいと思っております。ただ、いろいろな歴史的な経緯もあり、それぞれの各法律の対象としてい

る事故の強弱というのでしょうか、そういうのもあるでしょうし、なかなかすぐにはということかもしれませんけれども、なるべくなら担当部局との連携を密にして、極力整合的にやっていく。規制そのものも極力整合的にやっていくというようにしていきたいと思っております。

○成澤委員 先ほどの発言の補足と、飯田委員がお話をされました、そもそも定義を明確にするのではなく、ヒヤリ・ハット情報として集めればいいのだというところについてなのですけれども、先ほど高压ガス保安法の事故の定義の話をしていただきましたが、東京都では基本的に漏えいがあったら、事故ではなくとも全部第一報をください、それが事故に該当するかどうかは都が判断して、事故に該当するものは国に報告します。まずは判断の材料となる第一報をくださいということを事業者にいつもお話しています。

ですので、今回の火薬の事故についても同様で、まずは事故の定義を明確化することが大切だと考えています。その上で、事故に該当するのかどうかあいまいなところも含めて、何か異常があったら全部報告してもらおう。該当しなければ、それはヒヤリ・ハットということで、きちんと整理して、統一のとれた情報で国に報告するという全体の仕組みをつくるのが大事かなと考えております。

以上です。

○穂積委員 神奈川県です。

今、東京都さんのおっしゃった話は全くそのとおりで、やはりもともと情報を集めにくくする必要は全くないと思うのです。事故は報告しろといわれると、これは事故ではないからいいやと当然なりますよね。今、東京都さんがおっしゃったみたいに、とにかく異常な状態が起きたら必ず情報は上げろと。そこで、今おっしゃったみたいに都道府県なり、どこかでバイアスをかけて整理すればいいだけの話ですから、それを初めからオミットするような形にするから、やった人間ができるだけ報告したくない。そんなのは当然です。そうではなくても必ず報告するよというのは大前提で、それを事故にするかしないかというのは、おっしゃったみたいに定義を決める。

もう1つ、情報を集める本来の目的は対策につなげることなわけですから、煙火の消費などですと、黒玉が保安距離内に落ちた話と、それ以外の観客にぶつかった話では次元が全然違うわけです。たまたま観客にぶつかって、それがかすり傷でも、それは非常に大きな事故なのです。それは全く次元が違う話で、被害の状況ではなくて事象の状況なのです。そこはやはり我々はきちっとみきわめないと、次の対策に行かないのです。ただ被害が少

なかった、よかった、いいという議論ではないので、この事故の情報に関しては、そのところを考え方のベースとして置いていただきたいと思います。

以上です。

○河野委員 非常にいいご意見をお伺いして、参考になりました。私も自分の経験からいいまして、東京都さんの行政下において煙火消費を行っていいまして、東京都さんを宣伝するわけではないのですけれども、煙火消費報告書というのをきちんと大会終了後に主催者から出すのです。そこにどういうことがありましたか、正直に教えてください。それで、それを事故かどうかと判断するのは東京都さん。だから、正直に教えてください。まず都道府県が消費者、あるいは主催者に対してそういう門戸を開いて情報を収集する。それを、これは事故であるかないかというのはやはり各都道府県の判断。それはどんな小さいものでも、重大事象だから、これは出さなければまずいというものは出していただいて結構なのです。

私ども、ことしの夏も各消防本部から問い合わせとかいろいろ来ます。ほとんど消防の方です。10件以上来ます。こうこうこうで、教えてください。事故か事故ではない判断は我々協会ができるものではないのですけれども、こういう事例はよく聞きますという話はしますが、こういう現象というのはどんなことなのか教えてくださいということはよく質問が来ます。皆さんに口をそろえていうのは、何でもかんでも報告しなければいけないので、とにかく今そういう状態だということをお聞きしたことが複数ございます。ですから、そこら辺を含めて、東京都さん、神奈川県さんがおっしゃいましたとおり、報告は都道府県にはどんどん上がってくるけれども、その先です。ストレートで国のほうへ行ったら、それこそ事故判断委員会をつくるしかないと思います。そこでこれは事故かどうかというものの議論になってしまうと思いますので、非常にいい意見だと思ひまして、一言いわせていただきました。

以上でございます。

○飯田委員 今のお三方の意見を聞いていて、この見直しの方向性と何か合っていないような気がしたので、確認なのですけれども、今、東京都も神奈川県の方も、全て異常な事態があったら報告してもらおうと。自分たちで事故かどうか判断して国に報告すると。ということは、上がってきたヒヤリ・ハットは国へ報告しないということなののでしょうか。

○穂積委員 今は報告するルールになっていないから、していないですね。

○飯田委員 それはこの見直しの方向性に合っていないと思うのです。異常な事態が業

者から出てきたら、都や県が判断するのではなくて、とりあえず全部国に上げなさいと。それで国のほうでヒヤリ・ハットと判断したものはC 2に入れますと。C 1にするか、C 2にするかは、この案の中ではこのワーキンググループで決めましようとなっているのです。私はそれは別の事故対応委員会みたいなものを数年でもいいですから別に設けるべきだと思うのですけれども、とりあえず国の委員会でC 1にするか、C 2にするか判断するというのがこの見直しの方向性だと思うのです。ですから、そこに県の判断とか、県がこれが事故かどうか、ヒヤリ・ハットかどうか迷うような判断を迫られることではなくて、全部国に上げて、C 1、C 2に分けるのを国の委員会でやりましようというのがこの見直しの方向性だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○狩山委員　今の議論は割とかみ合っていないと思います。最初に太田さんがご説明にみえたときに、ヒヤリ・ハットというのは数がたくさん出てくることこそ安全につながっていくものなのですとお話をしたのですが、今の飯田委員の話を伺って、県が事故かどうか判断して、また国が事故かどうか判断するという構造がみえてくるのですけれども、そもそも事故定義という形で、事故の範疇に入れてしまいますという、C 2をとりあえず事故の範疇と考えて、C 2に区分されたものはヒヤリ・ハットとかに考えましようという発想では、ヒヤリ・ハット情報は集まりにくいのではないかと。1回事故というラベルが張られたものは、もう事故ではないという区分にすることは通常行政では難しいので、成澤委員もおっしゃいましたけれども、だから事故として区分するのではなくて、異常事象として集めて、その中で、これは事故だろうかどうだろうか。それは国とかだけがもつ委員会である必要もないと思いますし、都道府県の意見も聞いて、事故とヒヤリ・ハットの区分をきっちり共通理解ができれば、このことは解決するのではないかと。それまではヒヤリ・ハットと事故を一緒盛りに考えてしまわないほうがいいのではないかと思いました。

それから、神奈川も消費報告書をどの花火大会も必ず頂戴しています。その中に黒玉がありましたかとか、異常燃焼がありましたかとか、それも全て伺っております。

以上です。

○新井座長　事務局から何かありますか。

○事務局（福島監理官）　改めまして、次回の委員会でご議論させていただければと思います。非常に重要な課題だと思いますので、今いただきました意見、それと、今後また事前にご意見をお伺いさせていただきまして、最終的にどうしていくかということを決めさせていただければと思います。

○新井座長　　いかがでしょうか。どうぞ。

○三宅座長　　最後に事務局のほうで、またこれからいろいろなご意見を踏まえて検討を進めていくということだったので結構なのですが、先ほど私も、それからほかの委員の方々も、他省庁の所管するいろいろな安全に関する規制とのバランスだとか、比較もという話だったのですけれども、忘れてはいけないのは、やはり火薬類は爆発、あるいは燃焼させて、物理的な効果によって何がしかの能力、性能を発揮させるように開発、製造されたものということだと思っております。ですから、意図的に、あるいは先ほど飯田委員は通常どおりというコメントだったと思うのですが、想定された使い方、あるいは、それがなされている場合には恐らく事故と認めないわけなのです。ところが、非意図的に発生してしまうとか、望ましくない事象が発生した場合に事故、あるいはそれに近い状態になるだろうということ。そこが例えば高圧ガスだとか、ほかのものとは違って、もともと火薬類は爆発させたり燃焼させたりすること自体が目的です。それによって何らかの効果を得るものだという、そこら辺がほかの法令とのたてつけ、考え方がちょっと違うのだろうということをぜひ踏まえていただきたい。

もう1つは、そうすると、火薬類の場合は爆発させるためにつくっているの、あるいは燃焼させるためにつくっているの、それが意図どおりに行われなかった場合には非常に被害が出る事象に至りやすいということも当然あると思うのです。それを考えた場合に、何回か前のこのワーキングのところでお話ししたリスクベースという考え方がどこまで可能なのかということをお話していただけたらと思います。これは個人的な希望です。つまり性能規定化へ進んでいく。さらにその上に、リスクという考え方をどこまで火取法に考えていくのか。今までは、当然いわゆる発生の可能性についての議論はなかったわけで、影響評価を中心に考えていたと思うのです。ところが、先ほど裾切りのような話も出てくると、被害が小さいものについてはある程度違う考え方をしましょうということになってくると、従来の火取法と考え方が若干ベクトルがずれた新しい方向への展開になっていくのかなということもちょっと頭をよぎるのですけれども、そうなった場合に、今度は今話になっている事故という問題についても少し違う考え方を導入してもいいのか、あるいは本来のもともとの今までの火取法の精神というか、考え方をきちんと踏襲して、それに基づいていかなければいけないのかということも非常に大きな議論であるのではないかと思います。

だから、これは非常に大きな作業になると思うのですが、一番最初に審議官がお

っしやったように、できるところからというのが今回のワーキングの1つのキーワードだと思いますので、そこら辺で、バウンダリーとして時間だとかリソースがあると思うのですが、その中でどこまで検討するのかなということも非常に大事な検討項目かなと思います。というまとまりのないコメントですが。

○新井座長　ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。——それでは、このテーマにつきましては、本日の議論の趣旨を踏まえて、大きなテーマと小さなテーマとあったと思いますけれども、その中で、やはり前進はさせたいという気持ちもございまして、そういう意味では少し妥協的なところになるかもしれませんが、それは将来的な見込みとか、方向性も踏まえながら、できるだけ皆様の意見を反映させた形で調整したいと思いますので、その点も踏まえて私に一任ということでよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、本日予定していた6つのテーマについて一通り終了いたしましたけれども、全体を通じて何かご意見等があればよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、中間整理における見直しの項目のうち、今回6つのテーマがありました。その中で特に3番目のテーマ、保安責任者の代理者の兼任について、この点につきましては、特にほかの法律等のチェックをしながら考えるということ、それから6番目、先ほどの事故情報の収集・活用については多くの意見をいただきましたので、それを反映させた形でまとめるという方向でやらせていただきたいと思います。製造の技術基準の性能規定化など、ほかの4項目につきましては、11月18日の次回のワーキンググループでご検討いただく予定でございます。その後、今回と次回の合同ワーキンググループでの検討結果について火薬小委員会で報告させていただき、火薬類取締法技術基準等の見直しの間接まとめを行う予定でございます。

それでは、これで議題1を終了させていただきます。

続きまして、議題2、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（福島監理官）　次回の日程でございますが、11月18日水曜日、15時から開催させていただきます。よろしくお願いたします。

本件だけでございます。

○新井座長　それでは、これをもちまして本日の産業保安ワーキンググループ及び煙火保安ワーキンググループの第4回合同ワーキンググループを閉会させていただきます。本

日、お忙しいところ熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——